

日(期) 時間 会場・場所 対象 定員 内容 講師 持ち物 費用 備考

あらかわ 情報の森
3面「介護」の続き

介護保険の更新申請を
☑介護保険被保険者証の認定の有効期間が6月30日(木)で、サービスの継続を希望する方
☑4月末に送付した申請書を郵送で、できるだけ5月中に〒116-8501(住所不要)荒川区役所介護保険課介護認定係☎内線2433

仕事・人材募集

若者向け就労支援セミナー
◆志望動機に焦点
☑6月10日(金) 編6月9日(木)
◆対話力と雑談力
☑6月28日(火) 編6月27日(月)
時午後2時～4時 所ムーブ町屋4階ミニギャラリー ☑44歳以下の方 各10人(申込順)
☑5月23日(月)から電話で、わかも

の就労サポートデスク
☎(3800)6188

スポーツ

鉄人レース・イン・汐入
☑7月3日(日)(雨天決行) 時午前8時～午後1時30分 所汐入東小学校・都立汐入公園 ☑区内在住・在学の小学4～6年生
☑80人(申込順) ☑水泳・ランニング ¥2000円
☑5月23日(月)～27日(金)に下記ホームページを参照し、費用を振り込み
☑鉄人レース実行委員会
☎080(3317)1802
HP <http://minasentfc.cocolog-nifty.com/minasensc/>

講座・催し

荒川ふれあい寄席
☑6月14日(火) 時午後2時～4時
所南千住ふれあい館2階多目的室
☑33人(申込順) 出演三遊亭好楽一門ほか
☑5月21日(出)から来館・電話で、

南千住ふれあい館
☎(3807)1131

あらかわ手づくり市

☑6月3日(金)・4日(土) 時午前10時30分～午後3時30分 所ふらっとにっぽり ☑手づくり品(アクセサリー、服、布・陶・ガラス小物等)の展示販売
☑ACC ☎(3802)7111

エコ生活実践講座

◆花暦 de フラワーアレンジ
☑6月6日・27日(月) 時午前10時～正午 各12人 持はさみ、作品を持ち帰る袋 ¥1500円
◆プランター de タネからトロピカルフルーツ栽培
☑6月7日(火) 時午後1時30分～3時30分 各20人 持筆記用具、作品を持ち帰る袋 ¥500円
◆編み物 de 友だちサロン
☑6月8日・22日(火) 時午後1時30分～3時30分 各12人 持毛糸、編み棒(針)
◆麻ひも de 吊り鉢飾り
☑6月9日(木) 時午後1時30分～3時30分 各12人 持はさみ、作品を持ち帰る袋 ¥600円

◆花合わせ de フラワーアレンジ
☑6月13日(月) 時午前10時～正午 各12人 持はさみ、作品を持ち帰る袋 ¥1800円

◆賢いスマートフォン(iPhone)活用 de エコ生活(QR決済編)
☑6月16日(木) 時午後1時30分～3時30分 各12人 持筆記用具 ¥400円

◆リーフスタンプ de ひんやりアイピロー
☑6月21日(火) 時午後1時30分～3時30分 各12人 持裁縫道具 ¥800円

◆和布合わせ de 市松巾着
☑6月24日(金) 時午後1時30分～3時30分 各12人 持裁縫道具 ¥500円

※申込順
所あらかわエコセンター3階環境実習室 ☑区内在住・在勤・在学中、18歳以上の方
☑5月23日(月)から電話で、NPO法人エコ生活ひろめ隊
☎070(6521)7651
※(出)・(日)・(祝)を除く、午前9時～午後5時

児童手当 児童育成手当 の申請を

児童手当
出生日または前住所地の転出予定日の翌日から15日以内に申請してください。

対象 中学校修了前(15歳まで)の児童を養育している方

支給月 6月、10月、2月

手当月額
▶3歳未満(3歳になる誕生日まで).....1万5000円
.....1万円
▶3歳～小学生.....1万円
※第3子以降は1万5000円
▶中学生.....1万円
▶特例給付(所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合).....一律5000円
※令和4年10月支給分(令和4年6月分)から、所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されません

申請書の配布 区役所2階子育て支援課
※荒川区ホームページからもダウンロード可

申請問合せ 来所・郵送で、申請書を、〒116-8501(住所不要)子育て支援課子育て給付係 ☎内線3819

児童育成手当
令和3年中の所得が右下表の範囲以内(以下)に該当すると思われる方は、5月31日(火)までに申請してください。認定されると、申請の翌月分から支給されます。 ※現在手当を受給している方は、申請不要です

扶養人数	所得制限限度額
0	360万4000円
1	398万4000円
2	436万4000円
3	474万4000円

以降、1人増すごとに38万円を加算
※所得は地方税法に規定する所得額から社会保険料相当額(8万円)のほか、医療費控除、ひとり親控除等の該当する控除額を引いた額です。所得の算出方法はお問い合わせください

■児童育成手当(育成手当)
対象 平成16年4月2日以降生まれの児童を養育している母子・父子家庭等の方
手当月額 1万3500円(児童1人につき)

■児童育成手当(障害手当)
対象 20歳未満で、次のいずれかに該当する障がいがある児童を養育している方
▶「愛の手帳」1～3度程度
▶「身体障害者手帳」1・2級程度
▶脳性まひまたは進行性筋萎縮症
手当月額 1万5500円(児童1人につき)

申請問合せ 来所で、区役所2階子育て支援課子育て給付係 ☎内線3816

広告 広告内容の問い合わせは各事業所へ

お客様の未来をサポート 初回相談無料
～お気軽にご相談ください～

相続 遺言 税務一般

税理士法人 行政書士法人

日暮里総合事務所

税理士・司法書士・行政書士のプロ集団が総合力で対応します。

日暮里総合事務所 検索

☎03-5811-4011

荒川区西日暮里2-20-1ステーションポルトタワー306(JR日暮里駅北口徒歩1分)

悩んでいませんか? 離婚 相続 借金

▶▶▶ 初回相談無料◎まずはお気軽にご相談ください!

MYパートナーズ法律事務所 TEL03-5615-2440

荒川区西日暮里5-33-2小宮ビル2階 ※電話受付時間は平日AM10:00～PM7:00
★各線「西日暮里駅」より徒歩2分以内★ ※土日祝日・夜間もご相談可能です(要予約)

ひとに健康を、まちに元気を。

人々の「健康づくり」と豊かな「まちづくり」。
持続可能な社会の実現に向けて、
明治安田生命 千住支社は「みんなの健活プロジェクト」と
「地元の元気プロジェクト」に取り組みます。

明治安田生命 千住支社 尾久営業所
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里5-26-8
スズヨシビル6階
TEL:03-5615-5031

明治安田生命